

○総務省令第二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十条及び第一百七十六条の二の規定に基づき、
電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものののように改める。

改正後	改正前
(外国政府等との協定等における重要事項) 第二十七条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項は、次のとおりとする。 一 次に掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額のみを変更するものを除く。）にあつては、提供する電気通信役務の種類、対地及び当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額 イ 国際電話等（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十号に規定するものをい、音声を送送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。） ロ 衛星移動通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第五号に規定するものをい、音声を送送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。） ハ 携帯電話における国際ローミングサービス（電気通信事業者と外国政府又は外国人若しくは外国法人との提携により、一方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において当該一方の当事者の携帯電話サービスの提供を受ける利用者が、他方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において、当該一方の当事者の携帯電話サービスを利用する場合に使用する移動端末設備と同様の移動端末設備を用いて、当該他方の当事者の音声伝送役務（その内容を蓄積することなく通信を行うものに限、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）又はデータ伝送役務の提供を受けることを可能とするサービスをい、仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第 条第二項第十九号に規定するものをい。）を提供する電気通信事業者が提供するものを含む。） 〔1 略〕 様式第20（第26条関係） 〔略〕 〔表略〕 注1 「電気通信役務の種類」には、<u>電気通信事業法施行規則第27条第1項の号の細分の別</u>を記載すること。 〔2 略〕	(外国政府等との協定等における重要事項) 第二十七条 〔同上〕 一 電気通信役務（音声を送送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うもの（以下この号において「電話等の役務」という。）に限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）の提供（本邦外の場所との間で電話等の役務を提供するための電気通信設備を設置する電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者を除く。）が提供する電気通信役務にあつては、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）に関する提携を内容とする協定又は契約（以下この号において「協定等」という。）にあつては次の事項 イ 電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地 ロ 電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ① 既に音声を送送交換する機能について協定等を締結している相手方との間で、音声に映像を統合して送送交換する機能を追加するために協定等の変更をしようとする場合であつて、当事者が取得し、又は負担すべき金額が音声を送送交換する場合と同一であるか、又はこれを下回ることが明らかとなき。 ② 協定等の相手方が、特定の対地の区分において着信側の電気通信事業者を追加することに伴い、当該協定等の変更をしようとする場合であつて、当該区分において取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかとなき。 ③ ①又は②に掲げる場合のほか、当事者が取得し、又は負担すべき金額が減少する場合（対地ごと、着信側の電気通信役務の種類ごと又は通信量ごとその他の区分により多数の区分を設けている場合にあつては、いずれの区分においても取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかとなきに限る。） ハ 電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合 〔1 同上〕 様式第20（第26条関係） 〔同左〕 〔表同左〕 注1 「電気通信役務の種類」には、電話又は総合デジタル通信サービスの別を記載すること。 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(卸電気通信役務の提供に関する報告) 第四条の九 [略] [2・6 略] 7 第四項の規定による契約約款の公表は、<u>その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</u> 様式第24 (第5条関係) [表略] 注1 <u>国際電話等及び衛星移動通信サービス (音声を送送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、付随的なサービスを除く。以下同じ。)</u>並びに携帯電話における国際ローミング (その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。以下同じ。) に関する協定又は契約について記載すること。 2 「締結・変更の別」の欄には、<u>締結 (基本契約 (割引契約 (基本的な契約に追加して行う契約であり、当該基本的な契約に基づく料金に優先して適用する料金を定めるものをいう。以下同じ。)) 以外のものをいう。以下同じ。))、締結 (割引契約)、変更 (基本契約) 又は変更 (割引契約) と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。</u> 3 「サービスの種類」の欄には、<u>国際電話等、衛星移動通信サービス又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。</u> 4 「対地」の欄には、<u>国際電話等において第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。</u> 5 「精算料金 (国際計算料金を含む。)」については、<u>料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。</u> [6・7 略] 8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、<u>「備考」の欄にその旨を記載すること。</u> [9・10 略]	(卸電気通信役務の提供に関する報告) 第四条の九 [同上] [2・6 同上] 7 第四項の規定による契約約款の公表は、<u>その実施の日から、営業所その他の事業所 (商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。) において閲覧に供することにより、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</u> 様式第24 (第5条関係) [表同左] 注1 <u>国際電話等及び携帯電話における国際ローミング (その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。)</u>に関する協定又は契約について記載すること。 2 「締結・変更の別」の欄には、<u>締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。</u> 3 「サービスの種類」の欄には、<u>国際電話・ISDN、国際電話・ISDN (衛星) 又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。</u> 4 「対地」の欄には、<u>第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。</u> 5 「精算料金 (国際計算料金を含む。)」については、<u>料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。</u> [6・7 同左] 8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、<u>「備考」の欄に記載すること。</u> [9・10 同左]
備考 表中の [] の記載は任意である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、同条第三号に規定する電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（以下「協定等」という。）であつて第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十七条に規定する重要な事項を内容とするものをこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、施行日前においても、同法第四十条の認可に係る申請をすることができる。

（経過措置等）

第三条 新施行規則の規定は、施行日以後に締結し、変更し又は廃止しようとする協定等について適用する。

2 第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和七年六月一日以後である報告から適用し、報告期限が令和七年五月三十一日以前である報告については、なお従前の例による。

第四条 電気通信事業者は、附則様式により、令和七年五月三十一日までに、新施行規則第二十七条第一号ハに掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定等のうち施行日前に締結し、かつ、この省令の施行の際現に効力を有するもの（新施行規則第二条第二項第二号に規定するデータ伝送役務の提供に関する提携を内容とするものに限り、令和七年五月三十一日までに、附則第二条の申請を行っているものを除く。以下「報告対象契約」という。）について、報告対象契約に係る協定書又は契約書の写しを添えて総務大臣に提出しなければならない。

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	基本契約・割引契約の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金			協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位		

- 注 1 携帯電話における国際ローミング（付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「基本契約・割引契約の別」の欄には、基本契約又は割引契約と記載すること。
- 3 「サービスの種類」の欄には、「携帯電話における国際ローミング」と記載すること。
- 4 「精算料金」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。
- 5 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
- 6 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 7 「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。